

告 示

告示第 1 号

生坂村若者コミュニティセンター他 9 施設の指定管理者の公募について

生坂村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年生坂村条例第 8 号）第 2 条の規定により、別添のとおり指定管理者を公募する。

平成 3 0 年 2 月 5 日

生坂村長 藤 澤 泰 彦

公募施設一覧

1. 生坂村若者コミュニティセンター
2. 生坂村活性化センター
3. 生坂村スカイスポーツ公園
4. 生坂村デイサービスセンター
5. 生坂村高齢者生活福祉センター
6. 生坂村歯科診療所
7. 生坂村婦人活動施設
8. 生坂村農業振興施設
9. 農作業準備休憩施設
10. 生坂村農産物加工施設

各施設の内容は役場総務課にて閲覧します。

生坂村若者コミュニティセンター指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村若者コミュニティセンター
- 2 所在地 生坂村6348番地1
- 3 施設概要 コミュニティ施設 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 地域社会の振興を目的とし、教養の向上、健康の増進及びリクレーション等に使用する施設運営
 - ② センターの運営に関する業務
 - ③ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、センターの運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② センターの指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村活性化センター指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村活性化センター
- 2 所在地 生坂村6042番地1
- 3 施設概要 活性化センター 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 都市住民との交流及び地域の活性化が図れる施設運営
 - ② センターの運営に関する業務
 - ③ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格

法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、センターの運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② センターの指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村スカイスポーツ公園指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村スカイスポーツ公園
- 2 所在地 生坂村大字北陸郷12295番地2
- 3 施設概要 スカイスポーツ公園施設、クラブハウス1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 地域社会の振興を目的とし、スポーツ及びレクリエーションなどの利用に供するためのスカイスポーツ公園としての施設運営
 - ② 公園の運営に関する業務
 - ③ 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、公園の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、公園の運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 公園の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村在宅老人デイサービスセンター指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村デイサービスセンター
- 2 所在地 生坂村6271番地1
- 3 施設概要 デイサービスセンター 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 村内の寝たきり・虚弱老人等の福祉と自立の促進及びその家族の負担軽減のためデイサービスを実施できる施設運営
 - ② 集会施設の運営に関する業務
 - ③ 集会施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、センターの運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 集会施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村高齢者生活福祉センター指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村高齢者生活福祉センター
- 2 所在地 生坂村6 2 5 3番地
- 3 施設概要 高齢者福祉センター 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 村内の60歳以上の独居又は高齢者のみ世帯に対し、福祉の増進のための住居及び介護支援が行なえる施設運営
 - ② センターの運営に関する業務
 - ③ センター及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、センターの運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② センターの指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村歯科診療所指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村歯科診療所
- 2 所在地 生坂村5804番地
- 3 施設概要 歯科診療所
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 一般患者の歯科治療により、村民全般の口腔衛生の向上を図ることが行なえる施設運営
 - ② 診療所の運営に関する業務
 - ③ 診療所及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、診療所の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、診療所の運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 診療所の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村山村振興等農林漁業特別対策事業農林漁家婦人活動施設の 指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村婦人活動施設
- 2 所在地 生坂村6263番地
- 3 施設概要 活動施設 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 地域住民の研修及びコミュニティの場として、又女性の活動拠点として活用ができる施設運営
 - ② 交流施設の運営に関する業務
 - ③ 交流施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、施設の運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村農業振興施設の指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村農業振興施設
- 2 所在地 生坂村5049番地1
- 3 施設概要 農業振興施設 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 地域農業の振興と活性化を図るため、農業に関する研修事業が推進できる施設運営
 - ② 施設の運営に関する業務
 - ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、施設の運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 研修宿泊施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 研修宿泊施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村農作業準備休憩施設の指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 農作業準備休憩施設
- 2 所在地 生坂村5049番地1
- 3 施設概要 農作業準備休憩施設 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 地域住民の研修及びコミュニティの場とし、又女性の活動拠点としても広く活用でき、地域の活性化が図れる施設運営
 - ② 施設の運営に関する業務
 - ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、施設の運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力

生坂村農産物加工施設の指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村農産物加工施設
- 2 所在地 生坂村5049番地1
- 3 施設概要 加工施設 1棟
- 4 指定管理者が行なう業務
 - ①住民の利便性を優先し条例で規定されている設置目的を達成するために、事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行なう業務概要
 - ① 農産物が加工でき、農家生活の環境整備が図れる施設運営
 - ② 施設の運営に関する業務
 - ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、センターの運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年2月20日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力